

沖縄労働局発表  
令和3年9月14日

担 当	沖縄労働局労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 梅 澤 栄 電話：098-868-3421
--------	---

## 令和3年度の沖縄県新聞業最低賃金は 時間額853円と答申

本日、沖縄地方最低賃金審議会は、今年度の沖縄県新聞業最低賃金を現行の時間額835円から18円引上げ、**時間額853円**に改正するのが適当であるとの答申を沖縄労働局長に行いました。

- 1 沖縄県新聞業最低賃金の改正については、本年8月6日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会（会長 島袋 秀勝）に対し諮問を行った。同審議会は審議の結果、9月14日、現行の沖縄県新聞業最低賃金の時間額835円を18円引き上げて（引上率2.1%）、**853円**に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、答申内容の公示等所要の手続き（※）を経て、今年度の沖縄県新聞業最低賃金の改正を決定する予定で、最も早ければ令和3年11月12日（金）から発効（効力発生）する予定である。

（※）本日9月14日（火）から9月29日（水）までを異議申出期間とし、異議申出を行う場合は、当局HP等に異議申出方法等を掲載しているので参照にしつつ、異議申出を行う必要がある。

- 2 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県新聞業最低賃金専門部会を設置し、最低賃金基礎調査結果等による検討を始め、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申（別添1）として取りまとめた。
- 3 沖縄県新聞業最低賃金は、県内で新聞業を営む使用者に使用される労働者に適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反となる。
- 4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する主な事業として、以下について取り組んでいる。

【厚生労働省】

- ①さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話 0120-420-780、0120-420-781）を設けている。
- ②「業務改善助成金(別添2)」として、職場の業務の効率化(改善)に要する費用(補助率等により最大600万円)補助事業を本年8月1日より制度の内容を拡充して行っている(沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403)。
- ③コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援(雇用調整助成金等による対応)について、別添3のとおり、今後の取組みを公表している。

**【中小企業庁】**

- ④新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等思い切った事業再構築に意欲を有する、必要な要件を満たす中小企業等の調整を支援するための「中小企業等事業再構築促進事業(別添4)」の第3回公募(令和3年7月30日公募開始)から、「最低賃金枠」や「大規模賃金引上枠」が新設されている。

## 【参考1】

沖縄県新聞業最低賃金について

### 1. 適用

沖縄県新聞業最低賃金は、沖縄県の地域内にて新聞業で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。

### 2. 金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働手当

### 3. 適用除外

次に掲げる者は上記1より除く（除かれた者は沖縄県最低賃金が適用される）。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

## 【参考2】

沖縄県新聞業最低賃金の過去8年の改正状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
最低賃金額	768円	775円	783円	795円	808円	823円	835円	—
引き上げ額	9円	7円	8円	12円	13円	15円	12円	—

※R2は改定なし

## 【参考3】

最賃法4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。



別添 1

沖地最審第5号  
令和3年9月14日

沖縄労働局長  
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
会 長 島袋 秀勝



沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月6日付け沖労発基 0806 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和3年8月から

## 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10( 2 )  【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5( 2 )
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上( 1 )	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上( 1 )	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上( 1 )	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上( 1 )	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上( 1 )	600万円		

( 1 ) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

( 2 ) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## その他の変更点

PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限り、同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出  
申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施



労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善 事例1** 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。  
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後



役員

### さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

**実施内容** 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果** 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善 事例2** テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後



代表者

### さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

**実施内容** テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果** 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

(事業主の方へ)

## 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

### 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給する予定です。

### 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

### 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続等は別途お知らせします。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

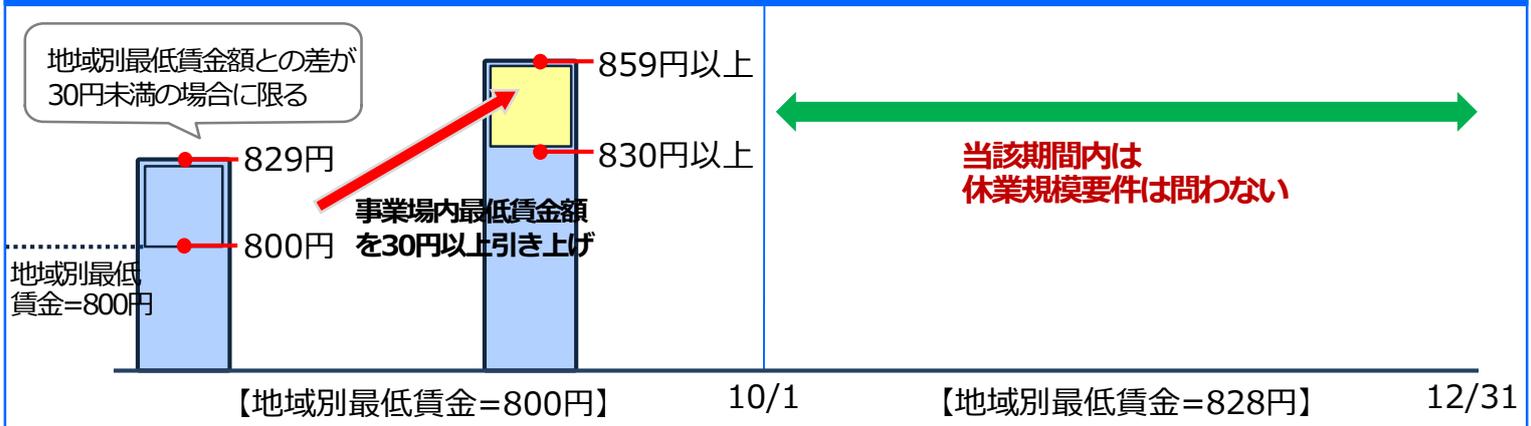


LL030730企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

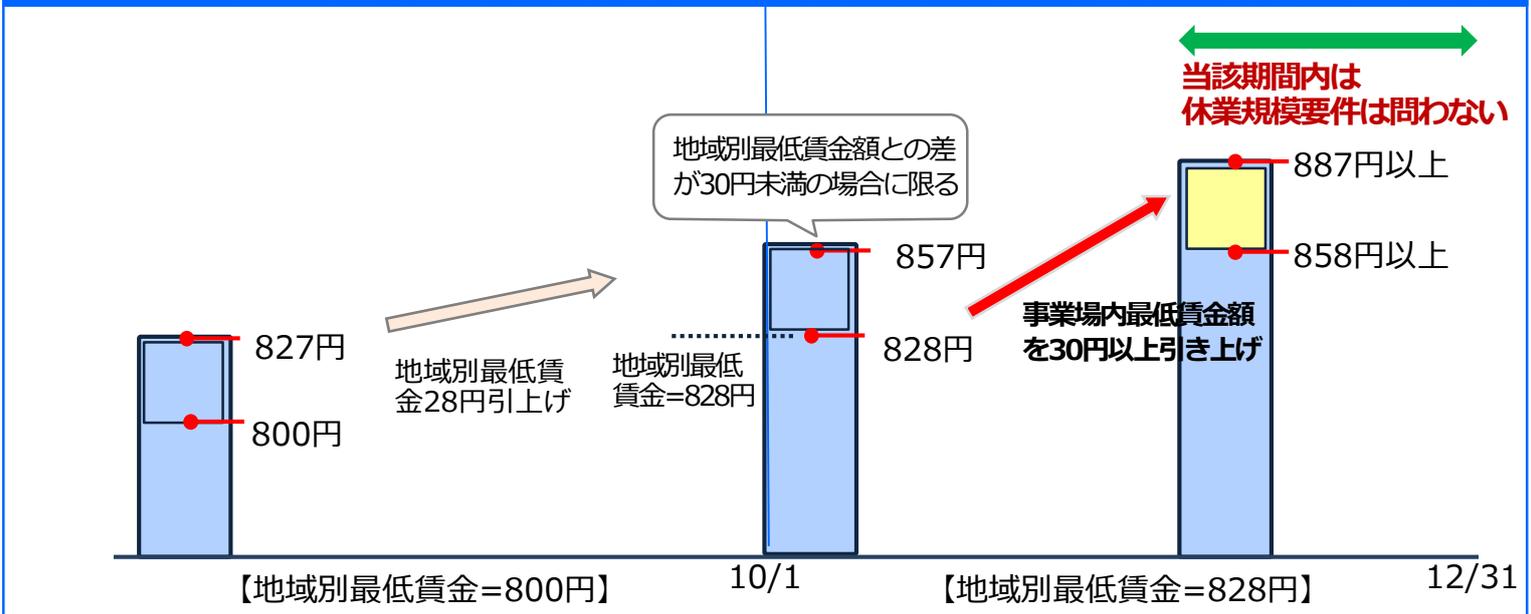
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。  
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

### (ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



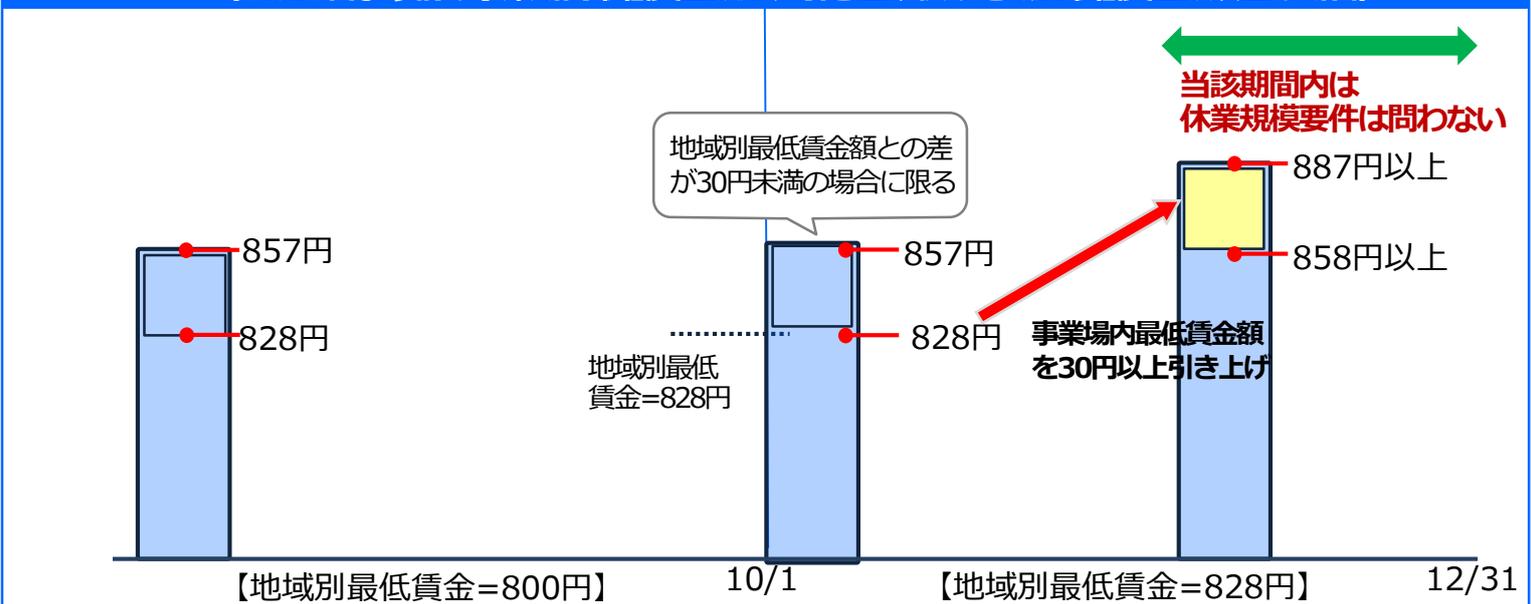
### (ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



### (ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

# 企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました!

## 対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します!

### 必須申請要件

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して**15%以上減少**していること。

(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して**7.5%以上減少**していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、**一体となって事業再構築**に取り組む。
- 補助事業終了後3~5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

### 中小企業

**通常枠** 補助額 100万円~従業員数に応じて8,000万円  
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

**卒業枠\*** 補助額 6,000万円超~1億円 補助率 2/3

\*卒業枠: 400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

**通常枠** 補助額 100万円~従業員数に応じて8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

**グローバルV字回復枠\*\*** 補助額 8,000万円超~1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠: 100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

## 緊急事態宣言特別枠

必須要件1.~3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1~8月のいずれかの月の売上が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数**5人以下** : 100万円~500万円  
従業員数**6~20人** : 100万円~1,000万円  
従業員数**21人以上** : 100万円~1,500万円

補助率 中小企業 **3/4**  
中堅企業 **2/3**

## 最低賃金枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上**いること及び**2020年4月以降のいずれかの月の売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少**していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数**5人以下** : 100万円~500万円  
従業員数**6~20人** : 100万円~1,000万円  
従業員数**21人以上** : 100万円~1,500万円

補助率 中小企業 **3/4**  
中堅企業 **2/3**

## 大規模賃金引上枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上**(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額 従業員数**101人以上** : 8,000万円~1億円

補助率 中小企業 **2/3**  
(6,000万円超は1/2)  
中堅企業 **1/2**  
(4,000万円超は1/3)

## 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

### 飲食業

#### 喫茶店経営

➡ 飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

### 小売業

#### 衣服販売業

➡ 衣料品の**ネット販売**や**サブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

### 製造業

#### 航空機部品製造

➡ **ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

### 補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 7月30日、第3回公募を開始しました(申請受付は8月下旬開始予定)。締切りは9月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

### お問い合わせ

事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00~18:00(日祝日を除く)】  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ **gBizIDプライム**の発行には、**数週間程度時間を要します**。本補助金の申請をお考えの方は**余裕をもったID取得の申請**をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「**暫定ID**」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP